

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和7年10月実施)

- ・設問中に特に指定がない場合、「令和6年度の実績(令和7年3月31日現在)」の状況になります。
- ・四角内の数値は市町村数
- ・割合は54市町村を100%としたとき

問1. 貴市町村の窓口には住民等から市民後見人について問い合わせがありましたか。

- | | | | | | |
|----------------------------|-------|-----------------------------|------|-----------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> 7 | 1. ある | <input type="checkbox"/> 18 | 件数/年 | <input type="checkbox"/> 47 | 2. ない→問4へ |
| | 13% | (4市町村減) | | 87% | (4市町村増) |

問2. 問1. で1.「ある」と回答した市町村にお尋ねします。問い合わせのあった相手方をお答えください。(複数回答可)

- | | | | |
|----------------------------|------------|----------------------------|------------|
| <input type="checkbox"/> 5 | 1. 本人 | <input type="checkbox"/> 4 | 2. 家族 |
| | 9% (1市町村増) | | 7% (1市町村減) |
| <input type="checkbox"/> 3 | 3. 地域住民 | <input type="checkbox"/> 1 | 4. 民生委員 |
| | 6% (3市町村減) | | 2% (1市町村減) |
| <input type="checkbox"/> 1 | 5. 社協 | <input type="checkbox"/> 1 | 6. 医療機関 |
| | 2% (増減なし) | | 2% (増減なし) |
| <input type="checkbox"/> 2 | 7. その他 | 4% | (1市町村減) |

問3. 問1. で1.「ある」と回答した市町村にお尋ねします。問い合わせのあった内容をお答えください。(複数回答可)

- | | | | |
|----------------------------|-------------|----------------------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> 2 | 1. 市町村長申し立て | <input type="checkbox"/> 7 | 2. 制度の問い合わせ |
| | 4% (1市町村減) | | 13% (2市町村減) |
| <input type="checkbox"/> 0 | 3. その他 | 0% | (2市町村減) |

3. と回答の場合、具体的な相手方

問4. 貴市町村では、成年後見の担い手として市民後見人の養成に取り組んでいますか。

- | | | | |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------------|--------------------|
| <input type="checkbox"/> 24 | 1. すでに研修を実施している → 問5へ | <input type="checkbox"/> 30 | 2. 取り組んでいない → 問11へ |
| | 44% (増減なし) | | 56% (増減なし) |

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和7年10月実施)

問5. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修はどのように行っていますか。

1	1. 担当課等で直接実施 2% (増減なし)	21	2. 委託 委託先 市社福、一般社団法人、行政書士会、NPO法人 39% (2市町村減)
3	3. 近隣市町村と合同で実施 6% (1市町村減)	0	4. 研修実施団体に希望者を派遣 0% (増減なし)
0	5. その他 0% (増減なし)		

問6. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修修了者の名簿を作成していますか。

20	1. いる 37% (増減なし)	4	2. いない 7% (増減なし)
----	---------------------	---	---------------------

2. と回答の場合、名簿を作成していない理由

- 市民後見人としての活動を希望する方がいないため
- 委託先に一任しているため。

問7. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修修了者に対するフォローアップ研修等は行っていますか。

19	1. 行っている 35% (2市町村減)	2	2. 検討中 4% (増減なし)
2	3. 予定はない 4% (1市町村増)		

1. と回答の場合、事業内容

- 委託先の東総権利擁護ネットワークが実施。施設見学や実際の後見業務の勉強などを行っている。
- 市民後見人名簿登録している方について、年2回フォローアップ研修を実施している。(近隣市町で共同で委託し実施)
- 研修修了者に対し、講師を招きフォローアップ研修をし研鑽の機会を設けている。
- 成年後見支援センター(委託)にて年3回名簿登録者向け研修を実施
- 成年後見制度に係る法律等の復習や、後見業務の事例等の研修を4時間行っている。
- 市民後見人、市民後見人候補者(台帳登録者)、研修を修了して後見支援員として活動している者を対象とした研修。裁判所の方を招いたり、社会福祉士による事例検討を行なっている。
- 実践的な内容(グループワークや現場体験など)を盛り込んだ講座としている。
- 養成講座を受講した方を対象に、スキルアップを図る内容を行っている。
- 養成研修は法人独自で実施し、研修修了者に対するフォローアップ研修をその法人へ委託している。フォローアップ研修の内容は「意思決定支援と困難事例」「基礎研修」「相続が発生した時の対応」「後見人受任後の注意点」「被後見人死亡後の後見人義務」について等。

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和7年10月実施)

問8. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の選任に向けて、家庭裁判所と協議を行っていますか。

10	1. 行っている 19% (1市町村増)	4	2. 検討中 7% (1市町村減)
10	3. 予定はない 19% (1市町村増)	0	4. その他 0% (1市町村減)

3. 4. と回答の場合、その理由等

- 市民後見人が単独で受任できるとは想定しがたく、法人などに属して活動することが想定されるため、家庭裁判所との協議が必要とは考えていない。
- 専門性を必要とする案件が多いため。
- 中核機関が未設置のため。
- 市民後見人単独での活動をしていないため。

問9. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。これまでに養成した市民後見人の人数を把握されていますか。

22	1. いる 41% (1市町村減)	2	2. いない 4% (1市町村増)
----	----------------------	---	----------------------

1とお答えの場合、具体的な人数をお答えください。

926 人

問10. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成数等、具体的な目標はありますか。

5	1. ある 9% (増減なし)	19	2. ない 35% (増減なし)
---	--------------------	----	---------------------

1と回答の場合、目標及び根拠等

- 現在、市民後見人候補者名簿に登録している4名のうち1名が市民後見人として活動している。令和7年度中に残り3名について、市民後見人へ移行をすすめていく。令和8年度以降市民後見人が不足することが予想されるため、令和7年度に近隣市町村と共同で権利擁護推進センターに養成講座を委託し実施。
- 平成25年に実施した権利擁護ニーズ調査の結果から、金銭管理や日常生活の中で、契約や解約に困っているケースは37人で、親族で後見にあたれないケースが26人であったことから、市民後見人一人当たりの受任数を1～2件として、20人前後の養成が必要と想定された。
- 目標: 令和8年度までに延べ50人 根拠: 成年後見制度利用促進基本計画に基づく目標
- 令和7年度末まで15名養成予定
- 令和7年度に第2期目の市民後見人養成講座を開講したので、今回は鋸南町においても一人以上の受講者、名簿登録を目標としている。

→ 問13へ進んでください

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和7年10月実施)

問11. 問4. で2.「取り組んでいない」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成について取組の検討会議等を行っていますか。

3

1. 行っている

6%

(1市町村増)

27

2. 行っていない

50%

(1市町村減)

2. と回答の場合、その理由

- 本市では法人後見受任団体のもとで活動を行う「市民後見協力員」の養成およびスキルアップ研修を実施しているため。
- マンパワー不足 市民後見人養成のノウハウがない
- 中核機関の設置を準備中で、市民後見人の育成については、当面は研究に留めると決定したため。
- 中核機関設置等の課題解決のために、標記の件については時間を割けていない。
- 市民後見人のニーズの把握ができていない
- 現在は専門職の対応で問題がない為。
- 研修を委託できる団体がない。市民後見人の登録やサポートする体制ができていない。
- 社会福祉協議会で法人後見を実施しており、担い手不足との意見もないため

問12. 問4. で2.「取り組んでいない」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成に取り組めない理由はなんですか。一番近いものに○を付けてください。

4

1. 法人、専門職の後見人で足りている

7%

(2市町村減)

1

2. 成年後見制度を必要とする人を把握していない

2%

(1市町村増)

16

3. 研修を実施してもその後のバックアップ体制が整っていない

30%

(増減なし)

8

4. 研修を委託できる団体がない

15%

(1市町村増)

4

5. その他

7%

(1市町村減)

1. と回答の場合、足りていると判断した理由

- 小さな町であり、後見人の相談も少ない。

2. と回答の場合、把握していない理由

- 成年後見制度を必要とする人を把握することが困難なため。

5. と回答の場合、具体的理由

- 法人後見受任団体のもとで活動を行う「市民後見協力員」の養成およびスキルアップ研修を実施している。市民後見協力員へアンケート調査を行ったが、市民後見人として活動を希望する方が少数であったことから、市民後見人の養成は慎重に検討する必要があるため。
- 市民後見人養成の取組の検討に至っていない。
- 市民後見人の育成は、1市町村で実施する場合には募集や講座の運営、講師の手配等の負担が大きく、実施したとしても受講者が後見人等として自立するまでに長期間のフォローアップ等が必要になるほか、そもそも後見人になる人が少なく、極めて効率が悪い側面があるため。
- 要望もなく、また、養成する人的余裕もない。

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和7年10月実施)

問13. すべての市町村にお尋ねします。市町村申し立てをしていますか。

49	1. している	397	件/年(合計)	5	2. していない
	91%	(2市町村増)		9%	(2市町村減)

2. とお答えの場合、その理由

●対象者が居なかったため。

問14. 問13. で1.「している」と回答した市町村にお尋ねします。市町村申し立てをした後見人の種類をお答えください。(複数回答可)

22	1. 法人	54	件/年(合計)	42	2. 専門職	326	件/年(合計)
	41%	(3市町村減)		78%	(2市町村増)		
4	3. 市民	12	件/年(合計)	3	4. その他		
	7%	(3市町村増)		6%	(5市町村減)		

4. その他と回答の場合、具体的な後見人と件数

●市民後見人を前提とした千葉市社会福祉協議会による法人受任(6件)
●申立てを行い審判確定前に死亡が1件。
●法人後見と司法書士が共同して受任したケースが1件。市長申立ての場合、候補者については家庭裁判所に一任しているが、受任調整会議の結果を添付している。
●3件は申立後、審判確定前に死去。

問15. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度利用促進法及び同法に基づく基本計画に関連し、各市町村における基本計画につき取組状況をお答えください。

36	1. 基本計画策定済み	67%	(増減なし)
16	2. 検討中	30%	(増減なし)
2	3. 予定なし	4%	(増減なし)

3. と回答した場合、その理由

●方向性が不明確なため。

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和7年10月実施)

問16. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度の利用促進を目的とした周知・広報活動を実施していますか。

- | | | | |
|----|--------------------------|---|--------------------------|
| 50 | 1. 実施している
93% (4市町村増) | 4 | 2. 実施していない
7% (3市町村減) |
|----|--------------------------|---|--------------------------|

1. と回答の場合、具体的な内容

- チラシ、リーフレット等の作成、配布 ●ホームページによる広報●研修会への講師派遣
- 広報誌の掲載 ●ポスターの掲示●地域ケア会議等への参加
- 講演会の開催 ●相談会の実施
- 市民向けの講座やシンポジウムを実施。
- 成年後見センターを設置し、成年後見制度利用に関する相談や申立てに関する相談に応じる
- 他、地域における出前講座を実施
- 市が作成している介護保険の手引きに、成年後見制度に関する情報を記載している。

2. と回答の場合、その理由

- 中核機関の設置前であるため、これから検討する。

問17. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度の中核機関を設置していますか。

- | | | | |
|----|-----------------------------|-----------------|---|
| 17 | 1. 単独で設置している
31% (4市町村増) | 8 | 2. 連携して設置している 連携先 成年後見支援センター
15% (1市町村増) |
| 1 | 3. 令和7年度設置予定
2% (4市町村減) | 22 | 4. 検討中 →問18へ
41% (3市町村減) |
| 6 | 5. 予定なし
11% (2市町村減) | 1, 2, 3, 5→問19へ | |

5. と回答の場合、その理由

- 市民要望等が僅少なため。
- 地域包括支援センターで担えている為。
- 市町村長申立の件数も少なく、現状の職員数や予算では中核機関設置は難しい。

問18. 問17で「検討中」と回答した市町村にお尋ねします。設置に向け、どのような課題がありますか。(複数回答可)

- | | | | |
|----|---------------------------------|----|---|
| 10 | 1. 専門的判断を行う人材の確保
19% (4市町村減) | 19 | 2. 関係団体(社会福祉協議会など)との連携体制
35% (2市町村減) |
| 6 | 3. 適切な後見人等候補者の不足
11% (1市町村減) | 9 | 4. 後見人への支援のあり方
17% (4市町村増) |
| 0 | 5. その他
0% (2市町村減) | | |

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和7年10月実施)

問19. すべての市町村にお尋ねします。市民後見人の養成について、県に望む支援はありますか。
(複数回答可)

7	1. 財政的支援	13%	(2市町村増)	8	2. 家庭裁判所との調整	15%	(2市町村減)
34	3. 最新の情報提供	63%	(2市町村減)	11	4. 他の自治体との協議の場の提供	20%	(増減なし)
9	5. その他	17%	(2市町村減)				

1. と回答の場合、地域支援事業及び市民後見推進事業以外に必要な支援の具体的内容

- 中核機関の運営に関する補助金があれば、人員の委託や雇用が可能となり、市民後見人の育成にも取り組みやすくなる。
- 中核機関設置の財政的支援。

2. と回答の場合、具体的な内容

- 現在は市民後見人を養成しても、法人後見内の支援員として活動。今後、市民後見人単独受任に向けて、具体的に市民後見人の受任が適しているケースの共有などが実施できると良い
- 後見人の支援について、裁判所から助言がいただけると良いと思う
- 市民後見人を活用するための環境基盤の整備
- 必要な情報の開示等
- 後見人報酬が事件ごとに異なることは理解しているが、市民後見人に対する報酬に差異がある点は調整できるとよい。(被後見人等の資力により、ほぼ同じ業務量の市民後見人でも、報酬額に差があり、均衡が図れない)

5. と回答の場合、具体的な内容

- 国の示す養成カリキュラムを市単位で実施するのは負担が大きい。県域単位で実施できる内容は県単位での実施をお願いしたい。
- 講座開催や講師派遣などを、県が広域で実施していただきたい。
- 県において広域中核機関を設置してもらいたい。
- 近隣市との広域開催の支援
- 周知(成年後見センター、後見制度、市民後見人等)
- 市民後見人養成に関わる研修等
- 規模の小さい市町村で市民後見人養成講座を行ったとしても、人数確保できない為、県主催で開催や広域での開催の検討をしていただきたい。

問20. 成年後見制度の利用促進に向けた課題。(自由記載)

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和7年10月実施)

- 申立てが複雑。市長申立ても時間がかかるが、一般の方が自分で申立てする難しさがある。
- 担い手(専門職後見人)不足。要因の一つとして後見活動の報告が複雑化していることもある。
- 現在、市長申立てをする際には、受任調整会議を実施し、候補者の職種等についても検討し、その結果を申立書類と一緒に裁判所に提出している。候補者の職種として、司法書士や社会福祉士等専門職が被後見人にとって望ましいという結果であっても、専門職の受任が難しく、結果法人後見が受任するケースが近年増加している。市民後見人の養成や活用だけでなく、国や県等からも専門職団体にも協力を依頼する、報酬を見直す、法人後見を実施する団体への支援等も必要ではないかと感じている。
- 市長申立てを検討する際、該当者について入院又は入所中の方、又は居所が安定しないことが多い。その場合の市長申立て実施の主体をどうするか、また後見人等の報酬助成の実施にあたり住民票が異動した場合等に、助成事業の建付け(助成対象者の範囲など)について自治体間で差異がある等の課題が生じた場合に自治体間の協議が難しい場面がある。
- 中核機関としての展開を考慮すると、市の直営では限界があるため、業務委託へ向けての検討・調整を進めていく必要がある。
- 成年後見人報酬および日常生活自立支援事業利用料を対象とした生活保護費における「権利擁護扶助」の創設。
- 医師により本人の判断能力についての診断が異なることがある(長谷川式スケール検査等の結果が良くても、実生活の管理能力が一致しないことがある)ことで、後見人の選任に時間を要し、対象の高齢者の状態の低下が進み、様々な支払いごとが間に合わない恐れがある。
- 後見人への報酬助成制度について、制度の県内統一と財政支援を県に望みたい。
- 任意後見制度は、受け手不足や長期間に渡る費用負担の必要等のため普及が進まない
- 市民後見人は養成講座修了者の中から厳選する必要があり短期間で多数の養成は困難
- 地域に専門職後見人が少なく断られるケースが増えている。法人後見を受けてくれる事業所もない為、担い手不足が課題。